【条約等基本通達(昭和47年3月1日蔵関第106号)】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後

改正前

- 3 1 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国 との間の協定(平成14年条約第16号)
- (1) この協定の実施に当たり、同協定に基づくシンガポール産品に対する税率 (シンガポール税率)及び原産地認定基準並びに積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類の提出等の手続規定については、関税法施行令第61条第1項第2号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおり取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)
- (2) シンガポール協定原産地証明書の提出を要する場合にあって、シンガポール協定原産地証明書に、「Food preparations cooked with a basis of sugar (50% by weight or more), coconut milk and egg, and put up in containers for retail sale, by weight of 500g or less each including container, indicated with "P" in column 4 of Annex I B」及び「Each of the non-originating materials of chapter 17 which was used in the production of the good had been refined entirely in the importing Party.」の記載がある(ただし、 は第17類の非原産材料が産品の生産に使用された場合に限り記載される。)場合には、第2106.90号の産品のうち附属書 Bの4欄に「P」を掲げた産品に分類されるものとして取り扱って差し支えない。

3 - 1 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国 との間の協定(平成14年条約第1号)

この協定の実施に当たり、同協定に基づくシンガポール産品に対する税率(シンガポール税率)及び原産地認定基準並びに積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書<u>条約による特別規定</u>の規定により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類の提出等の手続規定については、関税法施行令第61条第1項第2号<u>シンガポール協定原産地証明書</u>に規定があるので、その実施に当たつては、これらの規定どおり取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)

(新規)